

## 御意見の内容等について

番号	御意見の内容	御意見に対する考え方	案の修正
1	<p>施行令 第二条2項において、「当該電磁的記録のうち当該装備品等秘密を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、装備品等秘密表示を共に視覚により認識することができるようにすること。」とあるが、具体的にどの様な状態を表しているのかの説明をお願いする。特に、電子計算機の映像面上に装備品等秘密表示をする方法について、実在する例（技術）の紹介をお願いする。</p> <p>第三条（装備品等秘密の提供の方法等）関連において、施行日時時点で既に契約事業者提供されている装備品等秘密については、どのように秘密表示・提供がなされるのか、明確化をお願いする。（＝事業者から官に一旦返却して、官により秘密表示が付された後あらためて事業者に支給される？）</p> <p>第四条2項において、「延長後の装備品等秘密の指定の有効期間の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）を行わなければならない」とあるが、第二条2項と同様、電磁的記録に対し有効期間を表示する方法について、実在する例（技術）の紹介をお願いする。</p>	<p>電磁的記録については、データのままであれば装備品等秘密であることが判別できないため、これをパソコンの画像として表示した際に認識できるよう具体的な措置をするという趣旨です。</p> <p>例えば、ワード形式の文書データに秘が含まれる場合、そのデータの端に「装備品等秘密」の表示を加えて保存しておき、当該ファイルを開いたときに当該文書に装備品等秘密の表示があることにより認識することができます。</p> <p>現状においては「秘」の表示がされているため、改めて「装備品等秘密」の表示を加える予定です。具体的には契約事業者から一旦返却してもらうか、検査官が出向いて処置する要領等を考えております。</p> <p>いずれにしましても、御指摘箇所の施行期日は、令和6年4月1日を予定しておりますので、それまでの間に適切な対応を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>電磁的記録についての有効期間の表示方法については、例えば、ワード形式の文書データに秘が含まれる場合、そのデータの端に「装備品等秘密（有効期間の表示もあり）」の表示を加えて保存しておき、当該ファイルを開いたときに当該文書に装備品等秘密の表示があることにより認識することができます。</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>